

廃食用油の回収を始めます

栃木市では平成28年10月から、可燃ごみの削減と資源化のため、従来は燃やすごみとして回収していたご家庭で使用された天ぷら油などの廃食用油を、市役所庁舎等や道の駅で回収します。回収した油は、バイオディーゼル燃料や石鹸、化粧品等の原料としてリサイクルします。

1 目的

可燃ごみの削減と資源化のため、廃食用油を市役所庁舎等や道の駅で回収し、バイオディーゼル燃料や石鹸、化粧品などの原料としてリサイクルします。

ごみを減らし、リサイクルに努める3R運動の推進を継続するとともに、循環型社会形成推進基本法における優先順位がリサイクルよりも高い2R（リデュース・リユース）の啓発を行うことを目的とします。

2 現状

栃木市では、現状として、使用済み天ぷら油は、紙や布などに染み込ませていただくか、固化剤で固めていただき、もやすごみとして回収しています。

3 回収する油

家庭から出る植物性の使用済み天ぷら油や賞味・消費期限切れの古い食用油

- ・油は植物性のものに限る。

サラダ油、菜種油、紅花油、コーン油、ごま油、オリーブオイル など

※固化剤で固めた油は、従来どおり、もやすごみとして回収します。

※回収しない油

- ・動物性の油 …… ラード、バター など
(動物性のものは常温で固体となるのでバイオディーゼル燃料などの原料には適さない。)
- ・鉱物油 …… 機械油、灯油、軽油、エンジンオイル など
(可燃性のため回収しません。)

4 回収場所

8箇所

- ・市役所本庁舎、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所、西方総合支所、岩舟総合支所
- ・道の駅みかも、道の駅にしかた

※回収ボックスを設置（のぼり旗が目印となります。）



のぼり旗イメージ

回収時間

- ・市役所本庁舎及び各総合支所
(月～金 [祝日、年末年始除く。] 午前8:30～午後5:15)
- ・道の駅みかも
(無休 午前9:00～午後9:00)
- ・道の駅にしかた
(無休 午前9:00～午後7:00)

5 回収方法

- ・廃食用油をペットボトルの容器に入れて、必ずフタ（キャップ）を閉めて、回収場所に持参し、回収ボックスに入れる
- ・未開封の食用油は、そのままの容器で回収場所に持参し、回収ボックスに入れる。

6 回収後の処理

回収した廃食用油は、資源リサイクル業者によりバイオディーゼル燃料や石鹸、化粧品等の原料としてリサイクルされます。

7 回収量の見込み

1,000 ℓ/月程度

※バイオディーゼル・ハンドブックによると、廃食用油は1世帯当たり0.5 ℓ/月の排出があるとされ、栃木市の約64,000世帯からは、廃食用油は約32,000 ℓ/月の排出が想定される、先進他市の回収率は2～5%程であり、本市では今年度の回収率を3%と想定し約1,000 ℓ/月の回収を見込んでいる。

8 啓発

- 9月 ・広報とちぎ10月号（9月20日発行）で周知
- 10月 ・FMくらら857で40秒スポットCM（9月20日～1ヶ月程度）
- ・広報とちぎ11月号（10月20日発行）に啓発パンフを折込み
- ・とちぎ協働まつり（10月23日開催、会場：栃木市総合運動公園）において、特設ブースを設け、廃食用油のイベント回収を行う。

【問合せ先】

環境課 環境美化係 金子 Tel0282-21-2603